

「印旛広域水道ビジョン・経営戦略策定業務委託」仕様書

1. 業務名 印旛広域水道ビジョン・経営戦略策定業務委託

2. 業務の目的

印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下、「印旛広域水道」という。）では、平成 23 年に『印旛広域水道ビジョン』を策定し、ここで掲げた「安心できる広域水道」、「信頼される広域水道」、「地域のための広域水道」という 3 つの基本方針の実現に向けて、これまで水道事業経営を行ってきた。

その後、人口減少社会の到来や東日本大震災など、水道事業を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、厚生労働省では平成 25 年 3 月に「新水道ビジョン」を策定し、50 年、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、取り組むべき事項や方策などが示された。また、水道事業の持続をより具体化して検討するため、平成 26 年 8 月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が通知され、「経営戦略」の策定の必要性が示された。印旛地域の末端給水事業 9 団体の事業統合を検討については、基礎調査及び事業統合における広域化の検討を平成 30 年度と令和元年度に行っている。

こうした背景を踏まえ、新水道ビジョンの理念、経営戦略の視点等の観点から、現行の『印旛広域水道ビジョン』を見直した上で、印旛広域水道が将来にわたって水道サービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、水道事業の将来像とその実現のための具体的な施策をとりまとめた『印旛郡市広域市町村圏事務組合 水道ビジョン・経営戦略』を策定することを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結の翌日から令和 3 年 3 月 19 日まで

4. 設計協議

業務を円滑に行うため、下記の各段階で必要な事項について協議を行う。なお、その他に必要なが生じた際も随時協議を行うものとする。

・初回打合せ(業務開始時)

業務内容の確認(要望事項・内容、作業方針、工程、検討事項・内容等の協議確認)及び貸与資料等の確認

・中間打合せ(5回を想定)

中間報告及び作業中に発生する諸条件の処理に関する確認

・最終打合せ(業務完了時)

総括説明及び成果品納入、検収の立会い

※各協議及び打合せについて、議事録を作成し、提出すること。

5. 業務内容1（水道ビジョン策定）

5-1 現状・将来見通しの把握と目標設定

5-1-1 水道事業の現状評価・課題

（1）現況の把握

各種資料を収集し、水道事業の沿革、施設配置、施設の運転状況、維持管理状況、経営環境、組織体制等の事業特性や地域特性を把握する。

（2）課題の整理

これまでに行ってきた取組みについて、『印旛広域水道ビジョン』で掲げた施策の進捗状況を中心に整理するとともに、その成果や効果を分析し、今後の課題を整理する。

5-1-2 将来の事業環境

（1）水需要予測

将来の水需要量について、「印旛地域末端給水事業統合広域化検討業務委託（令和元年度）」での推計結果を踏まえ、最新の実績値を用いて推計を行う。

（2）将来の事業環境の設定

外部環境の変化（人口減少、施設の効率性低下、水源の汚染、利水安全性低下等）及び内部環境の変化（施設の老朽化、資金の確保、職員数の減少等）を整理し、想定される将来の事業環境を設定する。

5-1-3 地域の水道の理想像と目標設定

（1）理想像の設定

「新水道ビジョン」で掲げる「持続」、「安全」、「強靱」の観点に留意しつつ、50年、100年先を見据えた地域の水道の基本理念と理想像を設定する。

（2）目標の設定

設定した理想像を具現化するため、「持続」、「安全」、「強靱」の観点から、地域の実情を踏まえた施策に関する目標を設定する。

5-2 推進する実現方策

印旛広域水道が推進すべき実現方策を設定する。推進に当たっては、「持続」、「安全」、「強靱」のそれぞれについて、「アセットマネジメント」、「水安全計画」、「耐震化計画」等を戦略的アプローチとして体制強化を図るものとする。また、「連携」と「挑戦」の観点から、他事業体との連携やPPP/PFIをはじめとする民間的経営手法の導入及び経営基盤強化の取り組み方針についても整理する。

5-3 検討の進め方とフォローアップ

策定した計画の進捗管理や見直しについて、PDCAサイクルが有効に機能

するための方法を検討する。

5-4 水道ビジョン策定の取りまとめ

調査結果を取りまとめて『印旛広域水道ビジョン』を作成する。なお、公表資料とすることを踏まえ、一般の需要者にとって分かりやすくなるように取りまとめる。

6. 業務内容2（経営戦略策定）

6-1 事業概要の整理

経営の現状や課題を的確に把握するため、既存資料をもとに経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等を整理する。

現状把握・分析に当たっては、経営及び施設の状況を表す経営指標を取りまとめた「経営比較分析表」等を活用し、経年変化や類似団体との比較等の分析を行う。

将来の事業環境については、「水道ビジョン」の検討成果を活用して、給水人口、水需要、料金収入、施設、組織の見通しを把握する。

6-2 経営の基本方針の検討

事業概要を整理した結果に基づき、印旛広域水道が将来も健全な経営状態を維持できるように、経営の基本方針を策定する。

6-3 投資・財政計画の策定

『経営戦略策定ガイドライン』（総務省）を基本とし、また令和元年度に実施した「印旛地域末端給水事業統合広域化検討業務」の検討結果を踏まえ、最新の実績値を用いて財政計画の見直しを行う。これによって投資と財源の双方のバランスがとれた投資・財政計画を策定する。

令和3年度から40年間の収支の見通しを試算することとする。成果品には、令和3年度から10年間の収支の見通しを記載することとし、40年間の収支の見通しについては、資料として提出することとする。

6-4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

策定した経営戦略（投資・財政計画）の事後検証や更新、進捗管理について、PDCAサイクルが有効に機能するための方法を検討する。

6-5 経営戦略策定の取りまとめ

調査結果をとりまとめて経営戦略を作成する。なお、公表資料とすることを考慮して、一般の需要者にとっても分かりやすくなるように取りまとめること。

7. 照査

本業務の基本条件や決定事項等について照査を実施する。

8. 会議等への同席及び説明

本業務を行う際に、構成団体等への説明や会議、別途検討委員会等を開催する場合は、同席し内容説明・質疑応答・議事録の作成を行うこと。(1回程度)

9. 提出書類及び成果品の作成

9-1 提出書類

(1) 業務着手届	(契約後 7 日以内)	2 部
(2) 業務主任技術者 (管理技術者) 選任通知書	(契約後 7 日以内)	2 部
[経歴書及び資格証の写しを添付すること。]		
(3) 業務工程表	(契約後 7 日以内)	2 部
(4) 業務カルテ	(契約後 10 日以内・完成後 10 日以内)	1 部
業務カルテ受領書の写し	(その都度)	1 部
(5) 業務計画書	(契約後 15 日以内)	2 部
(6) 業務完了報告書	(業務完了時)	2 部
(7) 業務目的物引渡申出書	(業務完了時)	2 部
(8) その他必要とする書類		1 式

9-2 成果品の作成

成果品として、上記までの検討結果を報告書にとりまとめる。

また、水道ビジョン・経営戦略については、双方を兼ね備えた計画としてひとつにとりまとめること。さらに水道利用者への広報資料として側面があることを踏まえ、水道利用者の興味を引くデザインや、わかりやすい表現とすることに留意してとりまとめること。

(成果品の部数等)

・水道ビジョン・経営戦略 (本編)	コート紙カラー製本	50 部
・水道ビジョン・経営戦略 (概要版)	カラー製本	50 部
・報告書 (資料編含む)	金文字黒表紙製本	3 部
・上記に関する電子データ	CD	1 枚
・ホームページ掲載用データ		1 式

※著作権を含め全て組合に帰属すること。

9-3 審査

受託者は、業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに

審査を実施し、報告書等に誤りがないように努めなければならない。

受託者は、相当な経験を有する審査員を配置し、遺漏なき審査をしなければならない。

10. 業務の進め方

10-1 業務主任技術者（管理技術者）と照査技術者

受託者は、業務遂行にあたり、業務主任技術者(管理技術者)及び照査技術者を定め、委託者に通知すること。業務主任技術者（管理技術者）については、技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道、又は総合技術監理部門・上下水道—上水道及び工業用水道）の資格を有する者を配置すること。また照査技術者については、総合技術監理部門・上下水道—上水道及び工業用水道）の資格を有する者を配置すること。

※業務主任技術者と管理技術者は、兼務できることとする。

※業務主任技術者（管理技術者）と照査技術者とは兼務できないこととする。また、業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者は、本委託業務の公告日現在、直接的な雇用関係にあることを必要とする。（確認資料として健康保険証等の写しを必要とする。）

10-2 作業スケジュールの調整

受託者は、業務開始までに作業の詳細スケジュール表を作成し、組合に届け出て承認を得ること。

10-3 進捗状況の報告

受託者は、業務委託の遂行にあたり、業務進捗状況やその他の必要事項について報告すること。

11. その他

国(厚生労働省)新水道ビジョンを基本とすること。

国(厚生労働省)水道ビジョン作成の手引きを基本とすること。

国(厚生労働省)地域水道ビジョン作成の手引きを基本とすること。

国(総務省)経営戦略策定ガイドラインを基本とすること。

国(総務省) 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日付 自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）及び「経営戦略」策定要領に留意すること。

水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画との整合に配慮すること。

本仕様書に記載のない事項については、組合と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。